

公益認定等委員会だより

公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、今年度においても引き続き、公益法人の会計に関する研究会を開催しています。（関連記事2ページ）

公益法人の制度会計についてのアンケートを実施しました。多くの法人のみなさまにご協力いただき、誠にありがとうございました。取りまとめ結果の速報をお知らせします。（関連記事3ページ）

タンチョウ調査の様子



シマフクロウの森植樹の様子

※詳しくはP.4を御覧ください。

公益法人の活動紹介

49

目次

- P.2 平成27年度公益法人の会計に関する研究会の開催について
- P.3 公益法人制度会計に関するアンケート結果について
- P.4 公益法人の活動紹介
公益財団法人日本野鳥の会
- P.5 申請窓口の御案内
- P.6 申請サポートに関する情報・その他お知らせ

■ 公益財団法人日本野鳥の会

野鳥やその生息地を保全する活動、自然体験活動などを通じた普及啓発活動等、人と自然が共存する社会を目指す事業を実施し、自然尊重の精神を培い、もって人間性豊かな社会の発展に資することを目的とする法人です。

10月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
			税額控除法人数	
内閣府	社 団	787	107	937
	財 団	1,590	305	923
都道府県	社 団	3,337	103	5,085
	財 団	3,692	412	3,133
合 計		9,406	927	10,078

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成27年10月31日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



内閣府



公益認定等委員会は、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、平成27年度においても引き続き、公益法人の会計に関する研究会を開催しています。

◆テーマ 会計基準等につき会計士協会と連携して検討を要する事項



平成27年度は、「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」(27.3.26当研究会報告書。以下「研究会報告書」)において、日本公認会計士協会(以下「会計士協会」と)との連携・協力の下に検討を進めることとされた以下の事項について、今後の制度運用上の具体化に向けて検討を進めます。

1 公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応

企業会計の基準を公益法人にも求めることが、利害関係人への適正開示、監督上の必要性、法人の負担等の点に照らして必要か。

(例)

- i) 金融商品のリスクやリスク管理体制等に関する注記を記載することとすべきか。
- ii) 財務諸表について、会計方針が変更されたり誤謬が判明した場合、過年度分についても遡って訂正させることが必要か。

2 法人類型ごとの適用する会計基準の明確化

平成16年会計基準から平成20年会計基準に切り替えるに当たって、実務上どのような点に考慮すべきか。

3 研究会報告書の会計士協会実務指針等への反映

◆スケジュール



開催(予定)日	項目
第17回 2015年10月2日	<input type="checkbox"/> 検討課題、スケジュールの確認 <input type="checkbox"/> 公益法人の制度会計についてのアンケート結果(速報) <input type="checkbox"/> 公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応
第18回 2015年11月2日	<input type="checkbox"/> 金融商品の時価等に関する事項の注記について <input type="checkbox"/> 過年度遡及会計基準の適用について <input type="checkbox"/> 法人類型ごとの適用する会計基準の明確化について
第19回 2015年12月11日(予定)	<input type="checkbox"/> 研究会報告書の会計士協会実務指針等への反映
第20回 2016年2月中(予定)	<input type="checkbox"/> 本年度の研究会報告書案の検討 <input type="checkbox"/> 会計士協会実務指針案の最終確認
第21回 2016年3月中(予定)	<input type="checkbox"/> 本年度の研究会報告書の確定



※ 開催予定と検討項目については、今後の検討状況によって変更の可能性があります。

公益法人の制度会計についてのアンケートにご協力ありがとうございました



公益法人の会計に関する研究会は、去る平成27年3月26日、「公益法人の会計に関する諸課題の状況について」(以下、「報告書」)を取りまとめて公表しました。内閣府はこの報告書を踏まえ、「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問」(以下、「FAQ」)を改定しました。

これに伴い、3月決算の法人を対象に、下記のアンケートを実施いたしました。多くの法人のみなさまにご協力いただき、誠にありがとうございました。ここに結果の速報をお知らせいたします。

1 アンケートの概要

実施期間：平成27年9月7日(月)～9月18日(金)

対象法人：平成27年3月以降に事業年度が終了し、当該事業年度の財務諸表等を作成した内閣府所管の公益法人又は移行法人

対象法人数：3,696法人

有効回答数：1,206法人(回答率32.6%)

回答方式：メールによる回答、選択式(一部、内容記載)

2 主な結果

Q 法人運営及び定期提出書類を作成するにあたり、今回の報告書及び改定FAQは、貴法人にとって役立ちましたか？

A	■ 大変、役立った	139 法人 (11.5%)
	■ まあまあ役立った	187 法人 (15.5%)
	■ 一部、項目によっては役立った	444 法人 (36.8%)
	■ 役立ったかどうかわからない	308 法人 (25.6%)
	■ ほとんど、役立っていない	128 法人 (10.6%)
	合計	1,206 法人



Q 平成27年4月以降提出の定期提出書類の項目にある別表Aの収支相償について、以下から選択してください。

A	■ 充足している	550 法人 (80.2%)
	■ 充足していない	136 法人 (19.8%)
	合計	686 法人

Q 剰余金が生じている場合、別表A(1)及び別表A(2)の剰余金の解消理由について以下から選択してください。

A 【第一段階】 (ひとつ選択)

■ 将来の公益目的事業の拡大	44 法人 (50.0%)
■ その他	44 法人 (50.0%)
合計	88 法人

【第二段階 (50%繰入の場合)】 (複数選択可)

■ 資産の取得・改良の資金の積立	22 法人
■ 公益目的保有財産の取得	44 法人
■ 将来の公益目的事業の拡大	39 法人
■ その他	43 法人





「野鳥乃会」座談会（1934年3月11日）

日本野鳥の会は、鳥といえば、飼うか食べることが一般的だった時代に、中西悟堂を創立者として「野の鳥は野に」を旗印に「鳥の科学と芸術の融合」をめざし、1934年に誕生しました。その後、高度経済成長による開発や公害により自然環境が失われる時代を背景に、自然保護団体としての組織の充実を図るため1970年財団法人化しました。これまでに、地域の自然保護や環境教育の拠点づくりをめざすサンクチュアリ運動や、ラムサール条約やワシントン条約などの国際ネットワークへの我が国の加盟につながる活動などを展開してきました。2011年には、公益財団法人としての認定を受け、2014年に創立80周年を迎えました。現在、会員がつくる全国各地の連携団体は90を数えます。この全国ネットワークの強みを活かし、人と自然が共存する豊かな社会をつくるため、引き続き、野鳥を通して自然に親しみ、自然を守る活動をしてまいります。

主な活動内容

絶滅のおそれのある種の保護活動

タンチョウやシマフクロウなどの絶滅のおそれのある種を保護するため、その生息地を買い取りや所有者との協定締結により、「野鳥保護区」として確保し、適切な環境管理を行っています。これまでに設置した野鳥保護区は、全国に36箇所、3,167haに及んでいます。



野鳥保護区フレシマ



タンチョウ



調査の様子

自然エネルギー対策活動

野鳥及び自然保護と自然エネルギー社会への段階的移行を両立させるため、風力発電を中心にバードストライクや生息地放棄などの悪影響の解明や、それらを未然に防ぐための立地選択及び環境影響評価手法の提案や普及活動等を行っています。



教材制作及び広報出版活動

一人でも多くの方に、野鳥をはじめとする自然に親しみ、興味や関心を持ってもらい、科学的知識や自然保護思想を普及するために各種教材や発行物の作成、イベント等の普及活動を行っています。



身近な野鳥の調査保護活動



ツバメの小冊子

ツバメやスズメ、ヒバリなど身近な環境を生息域としている鳥類を対象とした調査を市民参加の形で広く呼びかけ、その結果をもとに種の保護や都市の生物多様性の保全につながる事業を行っています。



野鳥保護資料集



野外鳥類学論文集「ストリクス」



「野鳥」



「ミニミニ野鳥図鑑」

新しい公益法人制度に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。
より詳しい申請手続きについては「公益法人information」を御覧ください。

新しい公益法人制度に関する問合せ一覧

国		機関名	電話番号(代表・直通)	
都道府県	北海道・東北地方	北海道	内閣府公益認定等委員会事務局 03-5403-9669(直)	
		青森県	総務部法人局法人団体課 011-204-5004(直)	
		岩手県	総務部総務学事課 017-734-9079(直)	
		宮城県	総務部法務学事課 019-629-5039(直)	
		秋田県	総務部私学文書課 022-211-2295(直)	
		山形県	総務部総務課 018-860-1057(直)	
		福島県	総務部学事文書課 023-630-2056(直)	
	関東地方	茨城県	総務部私学・法人課 024-521-8226(直)	
		栃木県	総務部総務課 029-301-2243(直)	
		群馬県	経営管理部文書学事課 028-623-2065(直)	
		埼玉県	総務部学事法制課 027-226-2148(直)	
		千葉県	総務部文書課 048-830-2537(直)	
		東京都	総務部政策法務課 043-223-2160(直)	
		神奈川県	生活文化局都民生活部管理法人課公益法人係 03-5320-6727(直)	
		新潟県	総務局組織人材部文書課 045-210-2461(直)	
		富山県	総務管理部法務文書課 025-280-5017(直)	
		石川県	経営管理部文書学術課 076-444-3150(直)	
	中部地方	福井県	総務部総務課 076-225-1232(直)	
		山梨県	総務部情報公開・法制課 0776-20-0246(直)	
		長野県	総務部私学文書課 055-223-1413(直)	
		岐阜県	総務部情報公開・法務課 026-235-7057(直)	
		静岡県	総務部法務・情報公開課 058-272-1111(代)	
		愛知県	経営管理部総務局法務文書課 054-221-2866(直)	
		三重県	総務部法務文書課 052-954-6024(直)	
		滋賀県	総務部行財政改革推進課 059-224-2231(直)	
		京都府	総務部総務課 077-528-3145(直)	
		大阪府	総務部政策法務課 075-414-4038(直)	
	近畿地方	兵庫県	総務部法務課 06-6944-6093(直)	
		奈良県	企画県民部文書課公益法人室 078-362-3134(直)	
		和歌山県	総務部総務課 0742-27-8345(直)	
		鳥取県	総務部総務管理局総務学事課 073-441-2092(直)	
		島根県	総務部行政監察・法人指導課 0857-26-7884(直)	
	中国・四国地方	岡山県	総務部総務課 0852-22-6966(直)	
		広島県	総務部総務学事課 086-226-7198(直)	
		山口県	総務局総務課 082-513-2246(直)	
		徳島県	総務部学事文書課 083-933-2140(直)	
		香川県	監察局評価検査課 088-621-2031(直)	
		愛媛県	総務部総務学事課 087-832-3062(直)	
		高知県	総務部管理局私学文書課 089-912-2221(直)	
		福岡県	総務部法務課 088-823-9160(直)	
		九州・沖縄地方	福岡県	総務部行政経営企画課 092-643-3030(直)
			佐賀県	経営支援本部法務課 0952-25-7002(直)
長崎県	総務部総務文書課 095-895-2114(直)			
熊本県	総務部総務私学局県政情報文書課 096-333-2068(直)			
大分県	総務部法務室 097-506-2272(直)			
宮崎県	総務部行政経営課 0985-32-4477(直)			
鹿児島県	総務部学事法制課 099-286-2157(直)			
沖縄県	総務部総務私学課 098-866-2074(直)			

(平成27年3月31日時点)

公益認定申請窓口相談の御案内

内閣府では、法人サポートの取組の一環として、これから公益認定の申請を予定している法人を対象に窓口相談の予約申込を毎月受け付けております。
窓口相談の申込は、次のような内容となります。

対象法人 内閣府へ公益認定申請を御予定の一般法人

相談内容 1.新規の公益認定等各種申請に関する御相談
2.定款の内容等についての御相談
※窓口相談の時間は1回当たり約45分

留意事項 1.この窓口相談は公益認定申請の要件ではありません。
2.以下の法人の方は、予約申込を行うことができません。
(1)既に公益認定申請を行っている法人
(2)申請予定先行政庁が都道府県である法人
3.御相談は、できる限り詳細な説明を行います、最終的な結果を保証するものではありませんので、予め御了承願います。
4.初めて窓口相談を受けられる方には、現行の定款、事業の概要、財務規模等が分かる資料(パンフレット等)をお願いすることがあります。





公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

●民間の専門家を活用した相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。12月の予定は下記のとおりです。

◆12月3日（木）東京都で開催予定

（※詳細は「公益法人information」で近日案内開始。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

要事前申込

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■次回の開催内容は検討中

●詳細が定まりましたら「公益法人information」に掲載します。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp



お知らせ

内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL:

http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在は、83法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9524

e-mail: koeki-info@cao.go.jp

